

全養協通信

平成20年2月5日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 社会保障審議会児童部会において、児童福祉法等の一部を改正する法律(案)が審議される(2月1日)

2月1日、厚生労働省で第30回社会保障審議会児童部会が開催されました。当日は児童福祉法等の一部改正について、事務局(厚生労働省)から法律(案)の概要が示され、委員による協議が行われました。

本部会では、法律(案)のうち、とくに社会的養護関連部分を中心に議論が進められました。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等をふまえ、次世代育成支援対策を推進

事務局から、今回の法律(案)の概要について説明があり、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」)等をふまえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置づけの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進、等、次世代育成支援対策を推進することが、法律改正の趣旨であることが説明されました。

社会的養護は、「社会的養護専門委員会」報告書(11月)に沿った法改正(案)

社会的養護関連部分については、11月29日に出された「社会的養護専門委員会報告書」の内容をふまえ、重点戦略でも先行して取り組みを進めることとされた施策について、今回法律(案)への具体化がはかられました。社会的養護部分に関する事務局からの説明と、児童部会での主な質疑・意見を紹介します。

(1) 里親制度の改正

〔事務局からの説明〕

- ・法律(案)上、養育里親を明確化した。
- ・里親手当の引き上げは、20年度予算案にもすでに盛り込んでいる。
- ・都道府県の業務として、里親に対する支援・普及啓発等を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。乳児院、児童養護施設、NPO等への委託を可能とする。

〔委員との質疑〕

- ・委員：養育里親と養子縁組里親の二重登録も可能とするのか。
- ・事務局：個々のニーズをふまえ、児童相談所が考えるのが基本。二重登録は今後の検討課題だが、まずはどちらかにと明確にしたい。

(2)小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設

〔事務局からの説明〕

- ・すでいくつかの自治体で単独事業として進められている「里親ファミリーホーム」について、法改正により第二種社会福祉事業として事業化する。
- ・諸条件については、今後さらに検討の上つめていく。

〔委員との質疑〕

- ・委員：第二種社会福祉事業による人数制限は常時設けられるのか。
- ・事務局：常時「人」というようにはできないと考えている。
- ・委員：養育者がどのように認定されるのか。
- ・事務局：第二種社会福祉事業であり、事業開始後都道府県知事に届出る。
- ・委員：第二種社会福祉事業なので、今後社会福祉法人による運営も想定される。その場合、養育者は労働基準法の対象外となるのか。
- ・事務局：労働基準法の外で対応する整理をしたい。

(3)要保護児童対策地域協議会の機能強化 / (4)家庭支援機能の強化

〔事務局からの説明〕

- ・地域の体制整備をはかるもの。

(5)年長児の自立支援策の見直し

〔事務局からの説明〕

- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）本人の申込みにより、都道府県が契約するもの。
- ・現行法でも措置延長できるが、18歳・19歳になっても措置が可能となるようにする。

(6)施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止

〔事務局からの説明〕

- ・措置児童の権利擁護について、「社会的養護専門委員会」報告書をふまえた内容

〔委員との質疑〕

- ・委員：施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止にかかわるこの法律（案）の対象には、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）も含まれるのか。
- ・事務局：児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は措置ではないので、本（案）の枠組みには入らない。今後マニュアル・ガイドライン等での対応を考えたい。
- ・委員：実際に通告や届出が出された時、「指導」「勧告」との流れになるのか。
- ・事務局：指導は行えると考えている。現場の対応に役立つ（国としての）ガイドラインを作りたい。

その他、委員からの意見、事務局からの説明等

〔年長児童の自立支援策について〕

- ・委員：18歳・19歳の場合、以前から措置されていれば児童養護施設等への措置延長が可能だが、18歳・19歳から新たに児童養護施設等への措置はできない。自立に向け条件が厳しい中、18歳・19歳に対しても対応できる方途を設けないと子ど

もは救われない。児童相談所長等の判断で児童養護施設等への措置延長はできないか。

- ・事務局：「社会的養護専門委員会」でも議論があったところ。基本的には児童福祉法で18歳までと定められている。児童福祉法で援助をする範囲なのか、対応すべきか難しい問題。少し時間をかけて整理していきたい。
- ・委員長：もっともな意見として伺った。「例外的な措置として」という含みを持たせた発言として記録を。

〔社会福祉施設における総合的な利用者の権利擁護について〕

- ・委員：本来社会福祉施設において利用者への虐待はあってはならない。高齢者・障害者分野でも共通的な課題があるのか。また、社会福祉施設全体で総合的な利用者の権利擁護のための法律を作る方法もあるのではないか。
- ・事務局：今回の議論の流れは、「社会的養護専門委員会」の議論が前提。高齢者分野についてはすでに議員立法で法律があり、障害者分野も別途議論されている。社会福祉分野を包括した法体系も考えられるが、今回は独自の法体系制度をしている。これは喫緊の課題でもある。

〔次世代育成と社会的養護の総合的な議論について〕

- ・委員：今回、社会的養護分野においては「社会保障審議会児童部会」、次世代育成支援分野については「社会保障審議会少子化対策特別部会」での議論となったが、政策の統合性という考え方で進めてほしい。それぞれの箱を充実することは必要だが、両者は同じ路線上である。社会的養護・保育・障害児等、総合的な議論ができる場を設けてほしい。子どもと子育て家庭の福祉を全体的に議論する場が必要。
- ・委員長：事務局と相談の上、検討したい。

法律(案)、本年3月上旬に通常国会に提出

本部会の最後に、委員長から今後のスケジュールについて説明があり、3月上旬をめどに、今期通常国会に法律(案)を提出する予定であること、本日の議論を十分にふまえて法案策定をしてほしい、旨が説明されました。